

2013

6

目次
CONTENTS

- | | | | |
|----|-----------------------|----|---------------------|
| 2 | 政宗の密書を読む ほか | 13 | スズメバチによる被害にあわないために! |
| 5 | 受章おめでとうございます | 17 | 那珂市内放射線量の測定状況 |
| 6 | 障がいのあるかたの地域での生活を支援します | 19 | まちの話題 |
| 8 | 児童手当現況届の提出は、お済みですか? | 20 | Information |
| 9 | 那珂市の財政事情 | 22 | 市立図書館だより ほか |
| 12 | 青少年相談員を紹介します | 24 | さわやかさん、表紙の裏側 ほか |



消防署の仕組みをしっかりと勉強（菅谷小学校・消防署見学）

特集

政宗の「密書」を読む

先日、ひたちなか市の商家で発見された5通の古文書。これらは、今から400年以上前に、奥州の武将・伊達政宗が、額田城主であった小野崎彦三郎昭通に宛てたもので、政宗が昭通に内通を誘った「密書」とも呼べる文書も含まれていました。この5通の古文書は、奥州の伊達氏と、額田城主であった小野崎氏が密接な関係であったことを示す貴重な史料です。

ここでは、5通の古文書について、現在使われている漢字に直して一般に読める形式にした「翻刻」と、文の「大意」をそれぞれ示します。

①伊達政宗起請文きしょうもん



伊達政宗が小野崎彦三郎昭通に宛てた起請文です。起請文とは、那智瀧宝印のある護符に書かれたもので、政宗の花押と血判があります。誓約書のような役割があり、和睦や同盟にしばしば用いられていました。誓約内容を記した「前書」と、誓約内容を破った際に神仏から罰を受ける旨を記した「神文」「罰文」で構成されます。この起請文は3か条から成っていて、政宗と昭通の密約を裏付けるものです。

【翻刻】

起請文之事

- 一、南郷出馬之上、何逆も入馬候儀、其元へ可有通信之事
- 一、其元事切候以後、若無事二取成事候者、相談之事
- 一、中川北二江戸領之内、弓箭本意二付而者、可宛行事、此旨偽二候者、梵天・帝尺・四大天王・堅牢地神・熊野三所権現・八幡大菩薩・摩利支尊天、惣而日本国中大小神祇、無紛各々可蒙御罰者也、仍如件、

天正十七年（己丑）十月晦日 政宗（花押）

小野崎彦三郎殿（血判）

歴史フォーラム

新発見『小野崎文書』の世界

今回の古文書の発見に伴い5月3日、総合センターらばーるで、歴史フォーラム「新発見『小野崎文書』の世界」が開催されました。貴重な史料だけに関心も高く、会場は満員となりました。

また、所蔵者のご厚意により、この5通の古文書が4月27日から5月12日まで歴史民俗資料館で特別公開され、連日大勢のかたが来場しました。



展示の様子



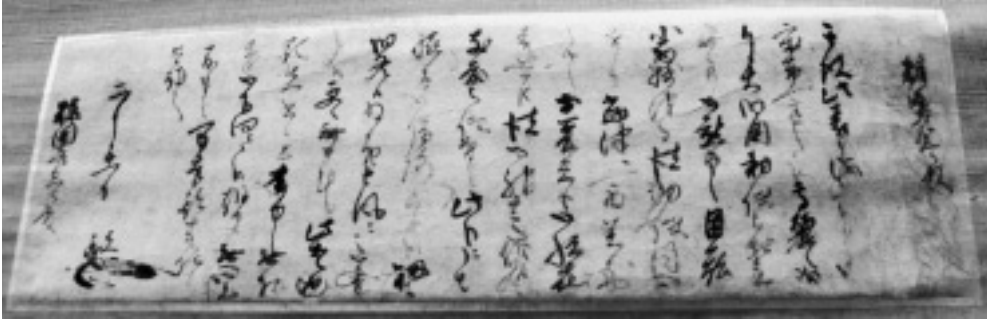
多くの歴史ファンが集まったフォーラム

【大意】

起請文のこと。一、南郷へ出馬した際、なにがあらうとも（南郷へ）着陣した時には、必ず汝へ連絡をとることとする。一、汝が（佐竹と）手切れした後、もし身柄や所領を保証するような必要が生じたならば、相談に應じること。一、那珂川以北の江戸氏の所領の内、（佐竹氏および江戸氏との）合戦で本懐を遂げたならば、所領を宛行うこと。此旨に偽りがあつたならば、梵天・帝尺・四大天王・堅牢地神・熊野三所権現・八幡大菩薩・摩利支尊天、日本国中すべての大小神々の御罰を問違ひなく蒙るものである。よって件のとおりである。

②伊達政宗書状

文禄2年（1593）2月11日付けで、政宗が昭通宛てに送った書状です。額田城を退去した昭通は、伊達氏のもとに身を寄せ、厚遇を受けます。伊達家臣としての昭通の様子が読み取れます。



【翻刻】

「糠田彦三郎殿」

其後此表之義○○○床布可有之候、高麗之儀「自大明国勅使被相立」御無事御懇望候、因茲「小西撰津守彼勅使同心」近日当津へ可為着舟」之由候、於爰元も御悦喜「被思召、彼御馳走儀、各々」支度被仰付候、此分二候者「馳而御帰路二候はん哉、扱々」旧冬ハ為屈与風二被御登」之儀、更々無申斗候、此等之通「顕先書候上、途中無相」違御下向二候哉、朝夕無心元」存斗候、万吉期来信候、」恐々謹言、

二月十一日

政宗（花押）

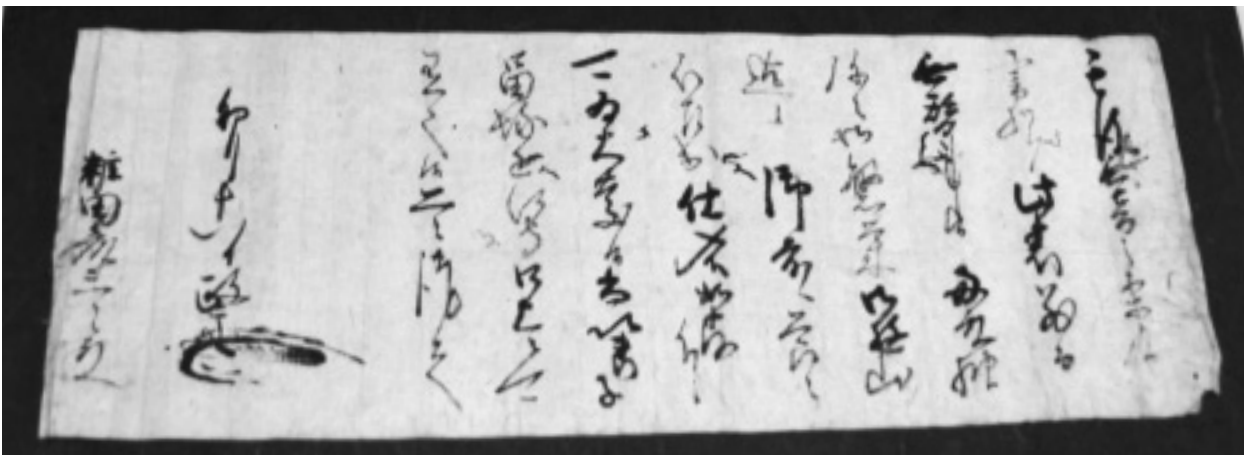
糠田彦三郎殿

【大意】

その後、こちら（名護屋）のこと「」知りたいでしょう。高麗の件は、大明国より勅使が立てられ和議を望んできました。そのため小西行長が明国の使者を伴い近日当津（名護屋）へ着舟するとのこと。こちら（秀吉・諸大名）としても喜ばしく思われ、彼の使者をもてなすため、各自準備を命じられました。この分ならば、やがて（京都・国元）に戻れるでしょう。さて、旧冬に（昭通が書状や荷物を）届けるため上京した件、お礼の申しようもあります。これらのことは前の書状（同年正月五日付）に明らかですが、途中何事もなく帰れましたか。朝夕心配しています。ではまた次の手紙で。恐々謹言。

③伊達政宗書状

文禄3年（1594）4月18日付けで、政宗が昭通宛てに送った書状です。前年の9月に朝鮮半島から帰還したものの、本拠である岩出山城へ戻ることは許されず、京都に滞在していた政宗が送った近況報告です。豊臣政権下における自らの立場の安定を、昭通をはじめとする家臣に伝えることで、家中の統制をはかろうという政宗の意図が読み取れます。



【翻刻】

其後無音之条、及「書状候、此表別而」無替之旨、両殿様「弥々御繁栄、御遊山」迄候、御前へ節々「被召出、仕合如存分候、」可為大慶候、尚以「子」富塚近江守口上二可有之候、恐々謹言、

卯月十八日

政宗（花押）

糠田彦三郎殿

【大意】

その後、音信が途絶えておりましたので、書状をお送りします。こちら（京都）は特に変わりはなく、両殿様（豊臣秀吉・同秀次）はますます御繁栄なされ、（吉野の花見に）御遊山なされました。（政宗は両殿様の）御前にしばしば召しだされ、とても幸運なことと感じています。お慶びください。なお詳しいことは富塚近江守（宗綱）が口頭で説明するでしょう。恐々謹言。

④伊達政宗書状

文禄3年（1594）11月28日付けで政宗が昭通に送った書状です。政宗の京都での近況や、留守中の氣遣いへの謝意とともに、昭通に対する堪忍分（客将に対する俸禄）の差配が記され、昭通が伊達家の家臣団において特別な立場にあったことが読み取れます。



【翻刻】

其後、此表之儀、無心」元可有之候、別而」無相替儀候、追日」兩殿様御前仕合」如存分候、可為大意、」長々留守中、諸」事機遣も可有候哉、察入候、此度随出所」候其方堪忍分儀、」勘解由兵衛二申付候、」在京之上不任存分」事、所存之外二候、猶」期来便不能細書候、」恐々謹言、」

霜月廿八日 政宗（黒印）

小野崎彦〇〇殿

【大意】

その後、こちら（京都）のことが気がかりでしょう。特に、変わりはございません。日を追って、両殿様（豊臣秀吉・同秀次）にお会いできたことは大変幸運なことと感じております。大変めでたいことです。長々と（私の）留守中に、諸事への氣遣いがあったことでしよう。察し入ります。今回の出仕によるあなたの堪忍分は、勘解由兵衛（屋代景頼）に申し付けました。（私が）在京のため、（あなたに）国元の政治等を）存分に任せていないことは、私の思うところではないのです。また、次の便りがあるでしょうから、細かいことは申し上げません。恐々謹言。

⑤伊達宗実書状

政宗の九男で、巨理伊達氏二代目である宗実（むねざね）が送った書状で、宛先の額田久兵衛は、昭通の子の定通か、孫の忠通と考えられます。この頃、額田小野崎氏は水戸藩士となっており、恩義を受けた巨理伊達氏と、水戸藩士官後も交流を続けていたことがわかります。



【翻刻】

御飛札、殊押懸二番」送預、誠以毎度之御」心付萬意存候、如仰之」改年之御慶、目出度」存候、其許御無異之由」珍重存候、拙子事久敷」相煩候、于今無然致迷惑候、」猶自是可得御意候、」恐惶謹言、

二月五日 伊達安房
額田久兵衛様 宗実（花押）

御報

【大意】

飛札（急ぎの手紙）に特に押掛（馬具として使う組紐）二掛を副えて送っていただき、誠に毎度ながらそのお心遣いには万感の思いです。仰せのとおり新年の慶賀めでたく思います。私たちは別条ないのことで、大変結構なことです。私の事ですが、久しく病気を患い、今も全快せず、難儀しております。なお、お考えを承りたく存じます。恐惶謹言。